

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
- 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

### 訓 令

- 職員の出及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 福島県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令

## 規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県行政組織規則の一部を改正する規則及び知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第二十三号

#### 福島県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

（地方振興局長への委任）

### 第三条（略）

一、四十七（略）  
 四十八 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の施行に関する次に掲げること。

（一）（三）（略）

（四）第四十三条第三号の規定による確認

（五）第四十三条第四号の規定による確認

（六）（略）

四十九（略）

（保健福祉事務所長への委任）

### 第六条（略）

一、二十一（略）  
 二十二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）の施行に関する次に掲げること。

（一）第六条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給

（二）第十八条第一項の規定による不正利得の徴収

（三）第二十一条第一項の規定による報告の徴収、文書その他の物件の提出等の命令及び質問

（四）第二十一条第二項の規定による報告の徴収

（五）第二十二条第一項及び第二項の規定による報告の徴収

二十三（略）

（保健所長への委任）

### 第七条（略）

一、二十七（略）  
 二十八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）の施行に関する次に掲げること（知事が別に定めるもの）

（地方振興局長への委任）

### 第三条（略）

一、四十七（略）  
 四十八 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の施行に関する次に掲げること。

（一）（三）（略）

（四）第四十三条第二号の規定による確認

（五）第四十三条第三号の規定による確認

（六）（略）

四十九（略）

（保健福祉事務所長への委任）

### 第六条（略）

一、二十一（略）  
 二十二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）の施行に関する次に掲げること。

（一）第五条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給

（二）第十二条第一項の規定による不正利得の徴収

（三）第十五条第一項の規定による報告の徴収、文書その他の物件の提出等の命令及び質問

（四）第十五条第二項の規定による報告の徴収

（五）第十六条第一項及び第二項の規定による報告の徴収

二十三（略）

（保健所長への委任）

### 第七条（略）

一、二十七（略）  
 二十八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）の施行に関する次に掲げること（知事が別に定めるもの）

改正後	改正前
<p>(削る)</p>	<p>(総合衛生学院院长への委任) 第十條の二 福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例(昭和四十六年福島県条例第十八号)の施行に関する次に掲げる事務は、福島県立総合衛生学院院长に委任する。 一 第五條第四項の規定による授業料の納入期限の延期 二 第七條第二項の規定による授業料等の免除</p>

<p>に限る。)</p> <p>(1) 第三十三條第二項の規定による報告徴収、立入調査、質問等 (2) 第五十三條第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し (食肉衛生検査所長への委任) 第九條 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 輸出促進法の施行に関する次に掲げること(知事が別に定めるものに限る。)</p> <p>(1) 第三十三條第二項の規定による報告徴収、立入調査、質問等 (2) 第五十三條第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し (3) 第九條 (略)</p>	<p>に限る。)</p> <p>(1) 第三十八條第二項の規定による報告徴収、立入調査、質問等 (2) 第三十八條第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し (食肉衛生検査所長への委任) 第九條 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 輸出促進法の施行に関する次に掲げること(知事が別に定めるものに限る。)</p> <p>(1) 第三十八條第二項の規定による報告徴収、立入調査、質問等 (2) 第三十八條第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し</p>
---	---

第二条 福島県事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その表記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p>第十條の二 (略) (建設事務所長への委任) 第十六條 (略) 一 五 (略) 六 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の施行に関する次に掲げること。 (1) 第十八條 (略) (19) 第五十二條第六項第三号の規定による認定 (20) 二十九條 (略) 六の二 四十二條 (略)</p>	<p>第十條の三 (略) (建設事務所長への委任) 第十六條 (略) 一 五 (略) 六 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の施行に関する次に掲げること。 (1) 十八條 (略) (新設) (19) 二十八條 (略) 六の二 四十二條 (略)</p>
--	---

附則  
この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。  
(行政経営課)

福島県規則第二十四号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

- 第七條第一項の表企画調整部の項中「地域政策課 地域振興課」を「地域振興課 福祉課」に改め、同表保健福祉部の項中「社会福祉課 福祉監査課」を「社会福祉課」に改め、「地域医療課」を「地域医療課 感染症対策課」に改める。
- 第十一條の表地域づくり総室の項を次のように改める。
- 地域づくり総室  
(地域振興課)
- 一 地域づくりの総合企画及び調整に関すること。
  - 二 広域交流の推進に関すること。
  - 三 過疎・中山間地域及び豪雪地帯の振興に関すること。
  - 四 阿武隈地域、リゾート地域等の振興に関すること。
  - 五 交通体系の総合企画及び調整に関すること。
  - 六 物流の総合的な推進及び調整に関すること。
  - 七 地産地消の推進に関すること。
  - 八 移住・定住の総合企画及び調整に関すること。

九 移住・定住の推進に関すること。

(エネルギー課)

十 電源地域の振興に関すること。

十一 電源立地の調整に関すること。

十二 エネルギー対策の総合企画及び調整に関すること。

十三 エネルギー政策の検討に関すること。

十四 再生可能エネルギーの導入の推進に関すること。

第十三条の表保健福祉総室の項中「、総合衛生学院」を削り、同表生活福祉総室の項中「(福祉監査課)」を削り、同表健康衛生総室の項中第十六号から第十八号までを削り、「(医療人材対策室)」を削る。

十九 医師及び歯科医師に関すること。

十六 医師及び歯科医師に関すること。

に改め、第二十号を第十七号とし、第二十一号から第二十五号までを三号ずつ

「二十三 訪問看護事業に関する

「(感染症対策課)

繰り上げ、「二十六 訪問看護事業に関すること。」を

「二十四 感染症の予防及び感

「二十五 予防接種に関するこ

「二十六 結核の予防に関するこ

染症の患者の医療に関すること。に改め、第五十号を第五十一号とし、第四十三号か

と。

こと。

「(薬務課)

から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、

四十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性

三十五年法律第百四十五号)の施行に關す

「(薬務課)

及び安全性の確保等に関する法律(昭和

四十三 医薬品、医療機器等の品質、有

効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和

に改め、第四十一号を第四十二号とし、

「(食品生活衛生課)

第二十八号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、

「(食品生活衛生課)

「(食品生活衛生課)

「(食品生活衛生課)

「(食品生活衛生課)

「(食品生活衛生課)

「(食品生活衛生課)

「(食品生活衛生課)

条ずつ繰り下げ、第二十二条の三の次に次の一条を加える。

(カーボンニュートラル推進監)

第二十二條の四 第二十二條から前條までに規定するもののほか、生活環境部に、カー

ボンニュートラル推進監を置き、その職務は、上司の命を受け、カーボンニュートラ

ルに係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、第二十二條の規定にかかわ

らず、当該事務を所掌する職員を指揮監督することとする。

第二十三條を削り、第二十三條の二を第二十三條とする。

第二十四條の表企画調整部地域づくり総室総括主幹の項中「地域政策課」を「地域振

興課」に改める。

別表第一の五の表福島県立総合衛生学院の項を削る。

「用地第

二課

復旧・

復興課

を

「用地第

二課

道路・

橋梁課

復興祈

念公園

・海岸

課

に改

める。

別表第三の二の表福島県個人情報保護審査会の項中「福島県個人情報保護条例(平成

六年福島県条例第七十一号)第二十二條第一項の規定による自己情報の開示請求に対す

る決定、自己情報の訂正請求に対する決定及び自己情報の利用停止請求に対する決定に

ついての審査請求に対する裁決に係る審査並びに第三十一條第二項の規定による個人情

報保護制度の運営」を「福島県個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年福島県

条例第六十九号)第九條第一項の規定による個人情報の保護に関する法律(平成十五年

法律第五十七号)第五十五號第三項において準用する同條第一項の規定による諮問に係る

審議及び同條例第九條第二項の規定による実施機関における個人情報の取扱い等」に改

め、同表福島県がん対策推進審議会の項の次に次のように加える。

福島県ふぐ

福島県ふぐの取扱い等に関する条例(令和五年福島県

条例第十七号)第十一條の規定による試験に関すること。

委員

保健福祉

部健康衛

生総室食

品生活衛

生課

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第三の二の表福島県が

対策推進審議会の項の次に次のように加える改正規定は、同年六月一日から施行する。  
(行政経営課)

福島県規則第二十五号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十七年福島県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十二条第一項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第一順位 副知事 鈴木正晃 第二順位 副知事 佐藤宏隆	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十二条第一項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第一順位 副知事 鈴木正晃 第二順位 副知事 井出孝利

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第一号

本庁 機関  
出先 機関

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別表(第三条関係)			別表(第三条関係)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
鳥獣被害対策に係る市町村支援に関する業務に従事する職員	双葉郡富岡町小浜五五三番地二(ふたば復興事務所)	鳥獣被害対策に係る市町村支援に関すること。	鳥獣被害対策に係る市町村支援に関する業務に従事する職員	双葉郡富岡町中央一丁目一八五番地	鳥獣被害対策に係る市町村支援に関すること。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第二号

本庁 機関  
出先 機関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中、「総合衛生学院」を削る。

第八条第一号の表中「福島イノベーション・コースト構想推進監」の下に、「カーボンニュートラル推進監」を加える。

別表第一の1の表備考4中「第22条の4」の次に「に規定するカーボンニュートラル推進監及び同規則第22条の5」を加え、「環境回復推進監及び」を「カーボンニュートラル推進監、環境回復推進監及び」に、「環境回復推進監」を「カーボンニュートラル推進監及び環境回復推進監」に改める。

別表第一の3の表環境創造センター所長の専決事項の欄中「福島県個人情報保護条例」を「個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改める。

別表第一の4の表保健福祉事務所長及び保健所長の専決事項の欄中「福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）」を「個人情報保護の保護に関する法律」及び「自己情報」を「保有個人情報」に改める。

別表第一の5の表農林事務所長の専決事項の欄、別表第一の6の表農業総合センター所長の専決事項の欄、別表第一の7の表建設事務所長の専決事項の欄及び別表第一の8の表出先機関の長の専決事項の欄中「福島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」及び「自己情報」を「保有個人情報」に改める。

別表第二の5の表生活福祉総室の部社会福祉課の項に次のように加える。

8 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する次に掲げること。  
第45条の36第2項の規定による定款の変更の認可（市町村社会福祉協議会に係るものに限る。）

保健福祉事務所長

別表第二の5の表生活福祉総室の部福祉監査課の項を削り、同表健康衛生総室の部地域医療課の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を削り、同部地域医療課医療人材対策室の項中5を削り、同項の次に次の一項を加える。

感染症対策課	1 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関する次に掲げること。 第6条第1項の規定による臨時の予防接種	○						
	2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する次に掲げること。 (1) 第16条の3第							

保健

健康衛生課長

- 1 項の規定による勧告
- (2) 第16条の3第3項の規定による検体の採取
- (3) 第16条の3第5項の規定による書面による通知
- (4) 第16条の3第6項の規定による書面の交付
- (5) 第16条の3第7項の規定による検査の実施
- (6) 第17条第1項の規定による勧告
- (7) 第17条第2項の規定による健康診断の措置
- (8) 第18条第1項の規定による通知
- (9) 第18条第3項の規定による確認請求の受理
- (10) 第18条第4項の規定による確認
- (11) 第19条第1項の規定による勧告
- (12) 第19条第3項の規定による入院の措置
- (13) 第19条第5項の規定による緊

保健

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○









<p>2項ただし書の規定による理葬の許可</p>	○									
<p>(96) 第50条第1項の規定により実施する第31条第1項の規定による生活用水の使用等の制限及び禁止</p>	○									
<p>(97) 第50条第1項の規定により実施する第31条第2項の規定による生活用水の供給の指示</p>	○									
<p>(98) 第50条第1項の規定により実施する第32条第1項の規定による建物への立入りの制限及び禁止</p>	○									
<p>(99) 第50条第1項の規定により実施する第32条第2項の規定による建物の封鎖その他の措置</p>	○									
<p>(100) 第50条第1項の規定により実施する第33条の規定による交通の制限及び遮断</p>	○									
<p>(101) 第50条第1項の規定により実施する第35条第1項の規定による質問及び調査</p>	○									
							○			

別表第二の8の表「河川港灣線室の部河川計画課の項9の(5)及び(6)中「第6条」を「第

